

第3号議決

全技連マイスター会定款の一部を改正する定款（案）

第1条 全技連マイスター会定款（以下「定款」という）第20条第1項本文中（ただし監事を除く）を削除する。

付 則

この定款は令和5年5月26日から施行する。

全技連マイスター会定款新旧対照表及び改正理由

現行条文	改正案条文	改正理由
第20条1項 総会は、 <u>会員（ただし監事を除く）</u> 及び員外理事をもって構成する。	第20条1項 総会は、会員及び員外理事をもって構成する。	監事について、総会を構成するものから除く正当な理由がない。